

令和2年3月17日

理事各位
支部長各位

新潟県理容生活衛生同業組合
事務局長 若槻 裕

各支部総会の開催について（案内）

日頃、当組合の諸事業の推進に格段のご協力を賜り深謝申し上げます。

さて例年3月以降、各支部にて総会が開かれます。ところが今年は新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐためにさまざまなイベントの中止や延期が相次ぐ中でどうするかは難しい判断が求められるところで、支部長の皆さんにおいては苦慮されておられると存じます。

いくつかの支部においては、延期を決定されておられます。

そんな中、『書面総会』にて通常の総会の代わりにしようと考えておられる支部もあると聞いております。そこで書面総会における留意点をお知らせいたします。

（中小企業中央会等にも確認いたしましたが、確たる回答が得られておりません。そこで、会社法等を参考にしております）

①書面総会においては、まず全組合員へ「総会資料一式」を配布する必要があります。

②①を配布する際に「書面議決書」も配布すること。

③総会決議事項について、組合員全員の書面による合意があったときは、書面による

決議があったものとみなされます。

（自治会・PTA等において全員の合意は不要ですが）

上記の書面総会の要件を考えると、他の方法も有効かなと思います。

その他の方法としては

①延期による総会開催

②県組合の定款にある「第31条 総会の議事」「第33条 議決権及び選挙権」を活用した総会の開催（総会の議事・議決権及び選挙権）については次のページに抜粋を記載いたします。

(総会の議事)

第31条 総会は、総組合員数の3分の1以上の出席がなければ、議事を開いて議決することができない。この場合において、書面又は代理人によって議決権を行使する組合員は、出席したものとみなす。

2 総会の議事は、出席者の議決権の過半数で決する。ただし、組合の解散について

は、その議決権の3分の2以上の多数による議決を必要とする。

3 総会においては、出席した組合員の3分の2以上の同意を得たときに限り、あら

かじめ通知のあった事項以外の事項についても議決することができる。ただし、組合の解散については、この限りではない。

(議決権及び選挙権)

第33条 組合員は、総会においておのおの一個で、かつ、平等の議決権及び選挙権を有する。

2 組合員は、書面又は代理人をもって、第28条の規定によりあらかじめ通知のあった事項につき、議決権又は選挙権を行うことができる。ただし、その組合員の

親族若しくは使用人又は他の組合員でなければ、代理人となることができない。

3 代理人は、10人以上の組合員を代理することができない。

4 代理人は、代理権を証する書面をこの組合に差し出さなければならない。